

古代インドの女性観 (2)

原 實

前回に引き続き、同一の題名の下に今回は叙事詩から一つの物語を翻訳して紹介する。但し前回は古典インドの女性観を貞女の立場からその諸特性を分類して概観したものであったが、今回は特定の物語に注を添えて邦訳し、具体的文脈から貞女の実像を伺い、更にその中から幾つかの問題を摘出して論ずる方法を採用した。

その物語は叙事詩 Mahābhārata の一節で (1.145-147)、流適中の不運の五王子とその母が、偶々逗留していたバラモン家族に降り懸かった不幸を物語る。ここに人食いの羅刹は夫婦と一男一女の四人暮らしの平和なバラモン一家を襲い、一家の中から誰か一人を自分の食物に提供せよ、さもないと一家を皆殺しにすると脅迫する危機的状況が設定される。一種の人身御供の主題で、Aitareya Brāhmaṇa の Śunahśepha 物語以来梵文学に繰り返されるモチーフであるが、² それなら一家四人の中で誰を羅刹に提供するかが議論の分かれ目となる。一家の長としてのバラモン、その妻、

¹ 本稿は平成14年度、本学の演習に於いて教材 Text として採用し、学生諸君と共に勉強した成果の一部である。ここに演習に出席し、積極的に討論に参加された諸君に感謝する。

² Cf. Brückner 521. 他に Hitopadeśa 2.11, Pañcatantra 1.8, Nāgānanda 第4-5幕の主題も同様である。Cf. also Pali Jātaka 12 (Nigrodhamiga-jātaka) 1.150.25 (*migānaṃ vāro hotu* etc.) and Mahāvastu 1.359.18ff. 尚この Jātaka に関して R. Handurukande 63-68 に研究史の卓れた概観があり、71ff. には Vicitra-karṇik-āvadāna-mālā の該当部分の校訂 Text が掲載されている。我々の関連部分は 73.6-7 (*vayaṃ yūtha-patino mahārājasya devasikaṃ ekaṃ mrgam visarjayiṣyāmaḥ.*) Cf. also, Pali Jātaka 398 (Sutano-jātaka) 3.325.27-28 (*ahaṃ te sve paṭṭhāya ekāya bhattapātiyā saddhiṃ ekaṃ manussaṃ pesessāmi*)

更に娘が相次いで登場し夫々の立場から意見を述べ、自分が犠牲になって一家の危機を救いたいと申し出る。

物語は総数100頌ばかりの短編で、細部の読みに幾つか問題を残しているとはいえ、大意を取る事はそれ程困難でなく、又短いながらそれは古典インドの女性観を端的に示している様に思われる。何故なら登場する妻も娘も共に貞女で、そこには一家の危機に際して「妻」として又「娘」として女性が如何に身を処すべきかが如実に物語られている故である。

Text は Poona 批判版によっているが、同版の注記部分に提示されている異読の類は極力参照して本稿の注記部分に提示し、場合によっては本文訳文中に採用している。

第一節： Mahābhārata 1.145-147 の邦訳

第145章

ジャナメージャヤは問うた。

ところで、かの将士 (mahā-ratha)³、クンティー夫人の息子達はエーカチャクラに着いてから、再生族の最勝者よ、その後どうしましたか。(1)
ヴァイシャンパーヤナは答えた。

ところで、かの将士 (mahā-ratha)、クンティー夫人の息子達はエーカチャクラに着いてから、少時或るバラモン之家に住んでいた。(2)

その間、彼等はよい景色の森や、山や、川や、湖をあれこれ眺めていた。(3)

その頃彼等は、王よ、村の人々から食物を物乞いして生活していたが、

³ -ratha とは戦士の階級を指示している。通常は ardhā-ratha, ratha, mahā-ratha, atiratha の四種とされるが (Cf. Bourgeois 109 note 1), apratiratha の合成語は Śakuntalā (R.Pischell ed. HOS.16) 4.22, 7.33, 7.27.4 (appadiratha), Veṅīsaṃhāra 2.22.prose (Bourgeois 78) に見え、又 appaḍihada-mahāraho (=apratihata-mahāratha) は Pratimā-nāṭaka 1.2 prose にも見える。

皆性格がよいので人々から好かれていた。⁴ (4)

彼等は毎日夜になってからクンティ夫人の前にその日に貰って来た物を提示し、⁵ 母はそれらを等分し、彼等は夫々にその分け前を食べていたのである。 (5)

敵を苦しめる彼等勇士は母と共に (全体の) 半分を食べ、各自の貰い物の半分以上を大力無双のビーマが食べていた。⁶ (6)

王よ、この偉大なる人達がこのようにしてそこに住んでいる中に何時し

⁴ 以下異読を採用してその邦訳を試みるに際し、それらは総て批判版注記に見える番号に従っている。

1586*:

その頃彼等は、バラモンのように髪を結って物乞い生活をしていたが、常にキュディシュティラとクンティー夫人の事を思っていた。

1587*:

村人達は言った

神の子のように神々しいこの見目麗しいバラモン達は物乞いするに相応しい。清潔な若者で苦行者のようで、王族ではあるまい。

一切の瑞相を具え、元来は物乞いに相応しくなく、或る目的を持って (この様な) 生活しているのかも知れないと彼等は言っていた。

村人達は何時も親戚の者が来るように思っていた。硬い食べ物や柔らかい食べ物を一杯用意して。

パンツの子等は沈黙の戒を持して施し物を受け取り、遅く帰ると母が心配する思っ母思いの彼等は急いで戻って来るのであった。

1588*:

彼等は本来清潔な若者で、苦行を積むバラモンではなく、故あってこの地に身を棄して (この様な) 生活をしていたのである。

1589*:

彼等は悔し涙を眼に一杯浮べて大地を掻きつつ、バラモンの家に物乞いをしては、母のことを思っていた。

⁵ 1590*:

全部一杯に集められた物乞いの食を、母は各自に分配して与えた。

⁶ 1591*:

にも拘わらず彼は食事を与えて貰っても以前の様な満腹感は無かった。不満の故に顔色冴えず、(段々と) 痩せ細って行った。

かかなり長い時間が経過していた。⁷ (7)

さて或る時、彼等バラタの牡牛達が挙って乞食の為に出掛けて、ビーマセーナだけが(その母)プリター夫人とそこに残っていた。 (8)

するとこのバラモンの家に突然悲痛な大きな叫び声があった。バラタの後裔よ、クンティ夫人はその恐ろしい声を耳にしたのである。 (9)

王よ、彼女は憐憫の余り、又性善良であったから、彼等(バラモンの家族)全員が嘆き喚いているのを聞くに堪えず、 (10)

心臓が苦痛で掻き毟られる様に感じて、優しいプリター夫人はビーマに向かって憐れみ籠めて次の様に言った。 (11)

「息子よ、私達は(敵人)ドリタラーシュトラの息子達に知られる事なく、何の不安もなく至極幸せにこのバラモンの家に歓待されて住んでいます。 (12)

そこで、息子よ、この私は何時もこのバラモンに何か喜ぶ事がして上げられないものかと考えています。(その人の)家の中に安穩に住んでいて、為し得る事を。 (13)

愛しい息子よ、その人に於いて(他人から受けた)恩義が(空しく)消滅しない、そういう人が始めて(真の)人間と言われるのです。(ですから)他の人が何かしてくれたら、それ以上にしてお返ししなければなりません。 (14)

今や、このバラモン(の家に)に突然不幸が襲って来たに違いない。この機会に若し我々が彼を助ける事が出来れば、よいのだけれど」(15)

ビーマは答えて言った。

「彼を襲った不幸が何であり、その原因が何であるか調べて見ましょう。

1592*:

(蓋し大食いの)ビーマにとってこの貰い物の食物の半分は、燃え盛る大火の中のバターの一滴の様であった。

⁷1593-1595*:

(この間にビーマと或る陶工との物語が語られるが、所詮ビーマは飢餓に苦しんでいた。)

それが判ったら、たとえどんなに困難でも私は敢行する積りです」 (16)

ヴァイシャンパーヤナは語った。

人民の支配者よ、このように二人が語り合っていると、又してもかのバラモンが妻と共に悲痛な叫びを上げているのが聞えて来た。 (17)

そこでクンティー夫人は、恰もその仔牛が縛られている母牛の様に、急いでかの偉大なバラモンの家の中に入って行った。 (18)

するとそこで彼女はかのバラモンが、妻と息子と娘と共に困惑した顔つきをしているのを見た。 (19)

バラモンは言った。

「ああ、この世に生きているという事は、嘗て（火を本質とし）充足する事なく⁸無意味、苦勞絶えず思うに任せず、嫌な事ばかりだ。 (20)

生きているからこそ、こんな苦しい事が起る、生きているからこそ、こんな身を焦がす辛い事が起る。（でも）生きていれば当然夫婦親子等と相会う事必定となる。⁹ (21)

自分一人では功德、利益、愛（という人生の三大目的）は追求出来ない。だから彼等と（一緒になるのだが、彼等と）の別離も（避けられず、それが又）大変な苦しい事とされる。 (22)

或る人達は（人生のもう一つの目的である）解脱こそ最高であると言うが、それは今や論外だ。財を手にしてもそれはそのまま地獄（の苦しみ）となる。 (23)

財が欲しいと思う事は苦痛であり、財を手にしたらもっと苦痛が増す。財に執着する人は、それを手放す時、もっと大きな苦痛を味わねばならない。¹⁰ (24)

⁸ For *an-ala* (Feuer, der Unersättliche), see Thieme 55-6 and 709.

⁹ *dvandvānām āgama* の解釈は微妙である。van Buitenenは the living have only the choice between evils と英訳している。もとより *dvandva* を寒暑、苦楽等の「相對」に悩まされる事と取る事は可能であるが、次下の頌に徴して夫婦等の「一對」の義に取った。

¹⁰ 1596*:

望ましい物が手元にある限り、彼の心に悲しみの箭が刺さっている。

さりとて余はこの苦境を脱し、妻子と共に無病息災、安穩の地に逃げ行く方途を予見し得ない。(25)

バラモン女よ、お前も知っての通り、以前俺は安全な所に引っ越そうと提案したが、お前は聞き入れて呉れなかった。(26)

俺が何度もせつついたのに、愚かな女よ、「私はここで生まれ又大きくなりました、私の父親も未だここで生きています」とばかり言っていた。¹¹
(27)

お前の父親は天寿を全うして昇天し、母親も暫くして亡くなって、親族達が居なくなってしまった。こんな所に住んでいても仕方ない。¹² (28)

お前が(自分の)親戚の事ばかり考えて俺の言う事に耳を貸さないでいるから、(今この)俺をひどく苦しめている、この家族の破滅という目に会ってしまったのだ。¹³ (29)

でも、よく考えて見れば、それは又俺の破滅でもあるのだ。何故なら俺は親族の中の誰か一人を捨てて、義理も人情もない輩の様に、自分だけ生き延びる事は出来ないのだから。(30)

共に人の道を歩み行く伴侶 (*saha-dharma-cari*)、常に忍耐強く、俺の母にも等しき女、神様が伴侶として定め給うた俺の最後の拠り所でもある

遠くても行きたいと思う。ガルダやハンサの様。

¹³1598*:

でも、愛しき妻よ、差し迫った現実の事態を何とか切り抜けねばならぬ。

1599*:

バラモンの妻は言った。

どうか貴方は私をバカの許へお遣わし下さい。今直ぐ私はそうします。

1600*:

バラモンは答えて言った。

俺か、息子か、お前か、娘か、誰かが犠牲にならねばならない。こんな所に何時までも留まっていたからこんな事になってしまった。お前が俺の言う事を聞かないから、ざまあ見ろ。

とは言え俺は自分で自分の息子を死なせる事は出来ない。同様に お前だって、娘だって俺は捨てる事は出来ないのだ。

この女、 (31)

母と父が定め給い、常に家庭を切り盛りする者として、祝詞を挙げて正
規に結婚したこの女、 (32)

家柄正しく、躰け良く、俺のために子供を産んでくれたお前を、この俺
が自分だけ生き延びるために、貞淑で罪も無い、何時も付いて来てくれる
妻を見捨てる事など、俺は出来やしない。 (33)

又、どうして俺が自分で娘を見捨てる事が出来ようか。この未だ適齢期
にも達せず、一人前の女になっていない少女を。¹⁴ (34)

この娘は、未来の夫の為に暫くの間預かりものとして、偉大なる造物主
から托されているのだ。¹⁵ この娘の産む孫息子を、俺は御先祖様と共に期
待しているのだ。¹⁶ このいたいけな少女を自分で産んで置きながら、どう
して俺が捨てる事が出来ようか。 (35)

或る人々は息子にこそ来世と子孫存続 (の希望) あり、(従って) 彼に
こそ幸福が根差すから、父親は息子により大なる愛情を寄せるが、 (36)

娘に対して然らずと思ひ込んでいる。でも私の場合そうではない。私は

¹⁴1601*:

この娘を捨てる事など、俺には絶対出来ない。

1602*:

彼に於いて (死後) 天国が齎される最高の喜びを待ち望んだ、その愛しき息子を
どうして俺が捨てる事が出来ようか。

誕生したその顔を見て、御先祖様は天国に赴かれる。男の子さえ生まれれば、そ
のお蔭で人は祖先達への借財から解放されるのだ。

この俺の長男、地上に於ける家督の担い手、又あの世では俺に手向けの餅と水を
供えてくれるこの愛息子を、どうして俺は捨てる事など出来ようか。

1603*:

どうして俺は自分の手で娘を捨てる事が出来よう。

¹⁵Bhawalkar 57.

¹⁶ 男の兄弟なき娘が、結婚して生んだ男子は *dauhitra* と称せられるが、それは
又 *putrikā-putrā* となる事が可能であった。この特定の *putrikā* の概念に就いては
H.-P. Schmidt 38ff. Cf. also Bhawalkar 90. 尚、兄弟なき娘の不利な立場に就い
ては H.-P. Schmidt 31-33.

寧ろ両者は全く同じと考えている。罪も無いこのか弱い娘をどうして私は捨てる事が出来ようか。¹⁷ (37)

自分を捨てても構わないが、そうすると死んでも死にきれぬ思いがする。¹⁸ 私に捨てられてしまったら、此の世で彼等が生きて行けないのは、火を見るより明らかであるから。 (38)

彼等三人の中の誰か一人を捨てるのは義理人情に反するし、又識者の批判的となる。さりとて自分自身を捨ててみても、私なしに彼等は生きて行けないのだ。 (39)

この俺は窮地に陥ってしまったまま、この苦境を抜け出せないでいるのだ。ああ困った、俺はこの家族を抱えながら、一体どうしたらよいのだろう。

俺が自分だけ何とか生きて行くくらいなら、家族全員皆で一緒に死んでしまった方がよい」 (40)

第146章

バラモン女曰く、

「貴方が煩悶なさるには及びません。凡俗の輩ならともかく、今は賢明

¹⁷この部分は以下の様に批判版の行を入れ替えて読む方が適当と思われる。訳文はそれに準じて試みられている。

*manyante kecid adhikaṃ snehaṃ putre pitur narāḥ
yasmiml lokāḥ prasūtiśca sthitā nityam atho sukham (36)
kanyāyāṃ naiva tu punar mama tulyāv ubhau matau
apāpāṃ tām ahaṃ bālāṃ katham utsraṣṭum utsahe (37)*

1604*:

幼いながら聡明にして間然する所なく、従順で我を張る事のない、このいたいけな娘をどうして俺は捨てる事が出来ようか。

人生三大目的成就の為に沢山の子宝を産み、(将来の) 愉しみや、多くの仕合せを夢見ているこの娘を。

¹⁸1605*:

な貴方が煩悶するような場合ではないのですから。(1)

この世に於いて人間は凡て所詮死なねばなりません。不可避な事柄について煩悶しても仕方がないですもの。(2)

妻も、息子も、又娘も、凡て(男の人は)自分のために望むのです。この理をよく考えて、貴方は綺麗さっぱり心労をお捨てなさいませ。そこ(羅刹の許)には私が進んで参りましょう。(3)

蓋し、夫のためとあるならば、命を擲っても実行せねばならぬとは、これこの世にあって女性の最高にして永遠の義務でありますから。(4)

この世に於いて貴方に幸せを齎す事を為せば、それはそのまま(私にとって)来世に不滅なものとなりますし、又この世に名譽を残すこととなるのです。(5)

これから私が貴方に申し上げる事は極めて重大な事です。(何故なら)そこには貴方にとって(この世の)利益になる事のみならず、(あの世の)大きな功德が示されていますから。¹⁹(6)

(この世に於いて男の)人が妻を娶る目的を、貴方は既に私に於いて成就しています。(何故なら私は)男の子と女の子を産みました。よって私は貴方にもはや負い目のない身となりました。²⁰(7)

貴方はこの二人の子を育て、又護ってやる事が出来ますが、私は彼等を護り、育てる事は出来ません。(8)

というのも貴方が居なくなったら、私にとって全ての望みはなくなり、在るものは唯(次から次に襲ってくる)不幸のみです。²¹ 幼い二人の子供はどうなるでしょう、又この私もどうなる事でしょう。(9)

自分から彼等を捨てる事など出来やしない。

¹⁹(a)部分の dharma は「事柄」の義、(c)部分の dharma は artha との対照に於いて Trivarga の一環である。

²⁰Skt. *anṛṇa* に就いては Hara 1998.

²¹(b) *sarva-kāmā na āpadaḥ* の意味不明。van Buitenen は You have given me all I could desire and saved me from adversary と英訳する。写本によってはこの部分を *sarva-kāma-dhaneśvara*, *sarva-prāṇa-dhaneśvara* と呼称格に取る。

貴方がいなくなれば、私は寡婦となり、頼る人もなくなります。二人の幼い子供を抱えては、善人の踏み行く道に留まって、この二人をどうして生かして行く事が出来ましょう。(10)

鼻持ちならぬ傲慢な、凡そ貴方と縁組出来る資格もない男達²²がこの娘に言い寄って来ても、どうして私は彼女を護ってやる事が出来ましょう。(11)

地上に捨てられた肉片に鳥達が近づく様に、強い男の人が護っていないと、変な人たち²³が寄ってたかって女に近寄って来るものなのです。(12)

優れたバラモンよ、この私も悪い男達に誑かされ、言い寄られては、善人の望む道に留まる事が出来そうもありません。²⁴(13)

貴方のお家の、このいたいけな一人娘を、結婚式もきちんとしてやれずに、²⁵父祖伝来の(正しい)道に繋ぎ止めて置く事など、私にどうして出来ましょう。(14)

如何にして私は、身寄りもなく、全ての人々から疎外されたこの幼い男の子に、望ましい徳を教え込む事が出来ましょう。

²²*ayuktais tava sambandhe*: この部分を「貴方の親族の中で変な人達」と取る事も可能である。Skt. *sambandha* (親族) の概念内容が一律でない事実によってその解釈が異なって来る。常識的に親族を「頼りになる身内」と取るか、逆に「危険な存在」と取るかは文脈による。「危険な存在」として最も顕著な例は Skt. *bhr ātrvya* に見える。

²³For Skt. *jana*, cf. Hara 1968.

²⁴1606*:

卑しき人達に充てる、この世に於いて、女として生まれる事は悔やまれる。

庇護者よ。処女時代は父母に、嫁しては夫に、両者無き折は息子に従うべし。自由意思の女は非難される。

女にとって庇護者なき状態は諸悪の門の開かれたも同然。

バター塗られた布片を犬共が引っ張るように、権力に酔い痴れた男達は乙女を見れば言い寄ってくる。

²⁵Skt. *asamskrtā* については原 2002 14.

貴方が彼に人の道を説き示す様にはいきませんもの。²⁶ (15)

私の事を身寄りの無い女と侮って、不埒な輩どもはの娘に言い寄って来るでしょう、恰も奴隷達がヴェーダ聖典を求める様に。 (16)

私が貴方から諸々の徳を享け、且つよく躰けられた彼女を与えるのを断っても、彼等は無理やり彼女を連れて行ってしまおうでしょう。²⁷ 恰も烏達が祭壇から供物を持って行ってしまおうように。 (17)

貴方の息子が(貴方)自身に似てもつかない(育ち方をし)、又この貴方の娘がとんでもない者の手に落ちているのを見ようものなら、(そして自分自身も)世間の人々に軽んじられ、傲慢な男達に蔑まれて、自らを見失い、私はきっと死んでしまおうでしょう。²⁸ (18-19)

(そしたら)私の産んだこの二人の幼子も、私も貴方もいなくなってしまうえば、恰も水の涸れた池の魚の様に、きっと死んでしまいます。 (20)

ともかく貴方なしでは三人共この様にして、疑いも無く死んでしまうのです。ですから寧ろ貴方は私をお捨てになるべきです。 (21)

夫に先立つは女の勲章です。バラモン様、(寡婦となって)男の子達の

²⁶ (d) *dharma-darśivān* の解釈不明。一異本は *darśanaḥ* (*Bahuvrīhi*) を取る。或いは *darśitān* Acc. pl. (*guṇān*) と読むべきか。

1607*:

12歳までは、子供が悪い事をした時、その罪は両親が負うとは道を知る人達の言、それ故両親及び男の子(彼の兄?)は正しい行為について教示を垂れる。

²⁷ 1608*:

「誰がこの娘の父親か(など誰が知るものか)」と言って、恥じも外聞もない連中は私の見ている前で、又私の嘆き叫ぶのをよそに、庇護者なしという唯それだけの理由で、彼女を....

²⁸ 1609*:

無力の故に、又庇護者なき故に、罪なくも、攫われ行く。

1610*:

貴方亡き後、私は必ず同行します。夫死すれば女にとって幸福の一片もありませんから。

許に身を寄せるのはそうではありません。²⁹ (22)

貴方の為とあれば、私はこの息子も、この娘も、親族も、更に私の命も捨てる覚悟です。 (23)

女にとっては、諸種の祭式、苦行、誓戒、布施よりも、常に夫の好む所に終始する方が卓れています。³⁰ (24)

私がこれからしようとしている事は人倫の道に叶い、最高の事とされます。貴方のみならず、お家のためにも良い事で、又為になる事なのでから。 (25)

子孫も、財産も、愛しい人達も、緊急事態脱却の為に人は望むのです、妻又然りとは、善人達の意見です。³¹ (26)

家を繁栄させ給うお方よ、家族全部と自分自身を秤に懸けても、全部は(自分一人に)等しからず、とはこれ賢者の結論。³² (27)

ですから貴方は私に義務を実行させ、御自分を救って下さいませ。私を

²⁹1611* :

うこんの眼膏、花等のめでたき物を身に付けた貞女が死ぬ時、彼女は夫の与えた水を飲む者となる。常に夫の足下に思いを致す貞女は Pārvati 境涯に到る。Pārvati の友となり、彼女と親しむ。

1612*:

父の与えるに限りあり、兄の与えるに限りあり、息子の与えるに限りあり。されど夫の与えるに限りなし。さらば如何なる女が夫を喜ばせざらん。

³⁰1613*:

住期、火による浄化、読唱、護摩、誓、これらは間然する所ない(立派な)夫と一緒になければ、女はしてはならないのです。忍耐、清浄、断食だけは女もして良い事になっています。

³¹1614*:

緊急時の為に財産を護るべし、財産にて妻を護るべし、財産と妻にて己自身を護るべし(=MS.7.213)。蓋し可見、不可見の稔りを得る為に妻子、財産、家庭あり。全ては斯くの如く定っている、とは賢者の結論。

³²1615*:

両者の中で何れが貴いか。学識ある自己(ātman)は家族より貴い。自己あってこそ14の世界は存在する。されば汝は常に須らく自己を護るべし。自己なくば、彼にとりこの世に何者も存在せず。この全世界は一人の自己と等しからず。

行かせて下さいませ。そして私の二人の子供を護ってやって下さいませ。³³

(28)

「女を殺すべからず」と法典に明るい人達は申します。羅刹達も法典を知っていると申しますから、彼は私を殺さないかも知れません。(29)

男は必ず殺される、女は殺されないかも知れないのであれば、法(典)に明るい方よ、貴方は私をお遣わしになるべきです。(30)

大変愉しゅうございました、嬉しい事も沢山ありました、そして私は(最後に)人倫の道を全うするのです。貴方の為に可愛い子供も産みました。命を落としても何一つ悔いる所はありません。³⁴(31)

男の子を産み、常に貴方の好む事をして歳を取りました。これら全てを鑑みて私は決心するのです。(32)

貴いお方よ、私がいなくなっても、貴方には別の女が見つかるでしょう。そして貴方は今一度人の道を確認なさる事でしょう。³⁵(33)

親しいお方よ、男の人は奥さんが何人いてもよいのです、でも先の夫を蔑ろにするのは女にとって大きな罪となります。³⁶(34)

これら全てを勘案すれば貴方が御自分を犠牲になさるのはよくない。私を犠牲にして御自身と、お家と、この二人の幼子をお守り下さいませ」

(35)

³³1616*:

私の守り神よ、今ひとつ私の言う事をお聞き下さい。私の言いたいのは貴方の為になる事なのです。私の言う事をお聞きの上は、私の為にお決め下さい。そして貴方の為になることをなさいませ。

³⁴1617*:

又、貴方への奉仕より生じる名誉は、私にとって量り知れないものなのです。

³⁵1618*:

お家柄のお嬢さんをお貰いなさいませ。そうすれば貴方は再度人の道而建て直す事が出来ます。再生族は一瞬たりとも任期なしでは (*anāśramin*) いけませんから。(ここに *an-āśramin* とは *gr̥hastha* の境遇に無い者を意味しているのであろう。For *gr̥hastha*, cf. Hara 1997b.)

³⁶1619*:

私の言う通りにして下さい。他の事をお考えになってはいけません。

ヴァイシャンパーヤナは言った。

彼女がこのような言うと、夫は彼女をかき抱き、妻と共にひどく苦しんで、はらはらと涙を流した。³⁷ (36)

第147章

この、いたく苦しんでいる両親の言葉を聞いて、少女は（自分自身も）苦悩に満身、身の細る思いをなして両親に言った。 (1)

「誰も助けてくれる人がいないかの様に、お二人がいたく苦しみ悩んで泣き喚いていらっしゃるの一体どういう事ですか。私の言う事もちょっと聞いて下さい。そしてお聞きになったら、何なりと好いようになさって下さいませ。 (2)

お二人様が私をお捨てになっても決して悪い事にはなりません。捨てても構わないこの私をさっぱりお捨てになつて、私一人の替わりに皆を救って上げて下さいませ。 (3)

人々は「何時の日か私を（危険から安全の彼岸に）渡してくれるかも知れない」と思って子供を望むのです。事態がこの様になった今、（私を）船としてお二人は（安全の彼岸に）渡して下さい。 (4)

この世でなければ、あの世で、ともかく息子は（自分を安全の彼岸に）渡してくれるであろうと（いう意味で）、賢者達は彼を息子と呼んでいます。³⁸ (5)

³⁷1620* :

するとすぐさま彼の娘は言い出した。

1621* :

親しき者よ、そんな事を言うてはいけない。腰細き者よ、今までの様に家に留まって居てくれ。賢者は自分の妻子を捨てる事など絶対出来ない。特に理性ある男はこの世で女を護らねばならない。彼等を捨てて当然などと考えて捨て去って、絶対に生き長らえてはならぬ。そんな男は人生の四大目標である法も財も愛も解脱も本当には知らないのだ。

又、御先祖様も常に娘から男の孫の生まれる事を望んでおられるのです。私は、自ら父さんの命を護って、御先祖様をお救いしましょう。(6)

父さんがあの世に逝ってしまったら、私の幼い弟も、直ぐにきっと死んでしまいます。(7)

父さんが天国へ行き、私の弟も死んでしまったら、御先祖様にお供えする団子も絶えてしまうでしょう。それは御先祖様のお望みになる事ではない筈です。(8)

父さんに捨てられ、母さんにも、又兄弟にも捨てられては、私は段々と不幸になって(挙句の果ては)、惨めに死ぬ事となるでしょう。(9)

これに反して、父さんが無事に(危急を)脱すれば、³⁸

母さんも、私の幼い弟も、子々孫々まで安泰です、御先祖様へのお団子もきっと存続するでしょう。(10)

息子は自分自身、妻は友達ですけれど、娘は苦痛です。ですから苦痛から御自身を解放なさいませ。それは又私に功德にもなりますから。(11)

誰一人助けてくれる人もなく、哀れな少女として私は、当て所も無く彷徨う者となりましょう、父さん、父さんがいなくては、何とも私は惨めなのです。(12)

よく考えて下さいな、私がひとりでこの一家を救ったら、いと為し難き業なした者として、未来永劫、生きた証しが立つのです。(13)

でも、優れたバラモンよ、私を捨てて貴方がそこへ行くならば、私は生涯重荷を負って生きる事となります。ですから、私の事も考え下さいな。(14)

³⁸1622*:

プット (*put*) と名づける地獄から、救出する故に (*trāṇāt*) 息子は *putra* と言われる。

For this well-known Volksetymologie of *putra*, cf. MS 9.138. IS. 4127. Cf. also H.-P. Schmidt 45.

³⁹Cf. 1.147.18ab (*tvayi tv aroge nirmukte kleśād asmāt sabāndhave*).

我々の為に、(御先祖様への) お勤めの為に、又子々孫々の為に、どうか御自身をお守り下さい。そして捨てられて当然の私をお捨て下さい。(15)

為さねばならぬ事に時間の猶予はなりませぬ。⁴⁰

(私の亡き後) 貴方の下さる一掬の水は私の為になるでしょう。(16)

貴方が天国に行ってしまうてから後、我等が他人に食物を乞うて犬の様にほっつき廻る事より大きな苦痛があるでしょうか。(17)

貴方が家族と共に無事にこの危急を脱すれば、私は不死の世界に住みながら幸せに暮すこととなるでしょう。⁴¹(18)

この様に彼女の様々の嘆きを耳にして、両親も娘も三人一緒に声をあげて泣きました。(19)

すると皆が声をあげて泣いているのを耳にして、彼等の幼い息子は眼をパッチリ開き、優しい幼児語で言いました。(20)

「お父さん、お母さん、姉さん、もう泣かないで」と言いながら、微笑む如く、這い這いして一人一人に近寄った。(21)

幼子は草を一本手にして武者震い、「これで僕は人食いの羅刹を殺してやる」と言いました。(22)

彼等三人は不幸に悩まされていましたが、この幼子の幼児語を耳にして大いに歓喜、勇氣百倍と成りました。(23)

頃合い良しとクンティー夫人は彼等に近寄り、恰も甘露で死者を蘇らすが如くに、次の言葉を吐きました。(24)

⁴⁰1623* :

我等の聞く所、ここ(地上)より与えられれば、神様や御先祖様達。(但し、この行の所屬と意味は今一つ分明でない)。

⁴¹1624* :

お父さん、(次の) 二句を聞いて、貴方の為、母さんの為、又自分の息子の為になる事を決心なさいませ。

父母あれば又立派な男子の数多生まれ来る事もあらん。されど息子からは両親は曾って生まれる事なし。

第二節： 研究

上の訳文を踏まえて、以下にその中から我々の主題に関連する幾つかの問題点を抽出整理して論じるであろうが、先立って今一度この物語の内容を概観する事とする。

(第145章)

先ず一家の長であるバラモンは己が不幸を嘆いて、人生が苦であると述懐する(20-25)。そしてここにさえ居なかったらこんな事にはならなかったと言って、以前に妻がこの地に固執した事実に言及して、責任の所在が恰も彼女にあるかの様に難じる(26-29)。併しそれだからと言って彼女を犠牲にする気にもなれず、寧ろ彼女の徳を讃え、彼女を犠牲に供するに忍びないと述懐する(30-33)。それなら彼女に替わって子供を犠牲にする事も選択肢の一つとなるが、彼にとって娘も息子も同じ様に可愛いからそれも出来ないと言う(34-37)。そうなると残るは自分のみ、自分が出掛けて行くより他に方法が無い事となるが、一家の長を失った家庭の将来を考えると死んでも死にきれない思いであると嘆く(38-39)。畢竟する所、誰か一人を犠牲に提供する事は不可能であるから、それならいつそ一家皆で死んでしまおうと言う(40)。

(第146章)

主人が煩悶しているのを見て妻は自分が犠牲になろうと申し出る。そしてその理由を語り始める。そもそもこの世の中で男が妻を娶ろうとするのは自分自身の為であるが(3)、女の場合はそうではない。但し一たび結婚したら夫のために身を捧げるのは貞女の義務である(4-6)。結婚の最高目的は子供、就中男の子を産む事にあるから、それさえ成就すれば妻は夫に対して義務を果たした事となる(7)。従ってその後は無用の存在となる道理で、自分こそ一家の中で存在価値の最も低い者であると説く。これに反して夫には子供を儲けた後でも一家を「守護」する義務がある。夫死して妻が寡婦となったらどうなるか、次に「守護者」なき寡婦の不安且つ悲惨

な境遇が語られる(8-12)。子供達も同様で「父なし子」、就中「守護者なき娘」の悲惨が語られる(11-19)。父親さえいれば子供は守護されるが、母親は父親の代わりにはなれない。彼女は今一度夫に奉仕する貞女の心得を述べ(22-25)、一家の長は残余の全員よりも重い所以を説く(26-28)。更に彼女は武士道が女殺しを禁じている事(29-30)に触れ、羅刹が若しかしたらそれを知っているかも知れないと言って自分が出かける今一つの理由とする。彼女は生涯を回顧して主人に礼を述べ(31-32)、夫の将来に就いて男女の再婚問題(33-34)にも触れて、ともかく自分が犠牲になるから、二人の子供の後を宜しくと頼む(35)。

(第147章)

両親の嘆きを聞いて最後に娘が登場し、自分が犠牲になろうと申し出る。ここでも娘は先ず親が子を産むそもその意義(4)を「息子」の語の語源(5)に事寄せて説き、親や先祖の危急を救うのは子供の義務であると訴える。子供の中でも息子には祖先祭執行の意義(6, 8,10)があるが、娘は古代インドに於いて歓迎されない存在であった事実(11)に触れ、自分こそ一家の中で最も不要な存在である事を強調する(15)。ここでも父親のない一家(7-8)、就中娘の悲惨(9, 12)が強調され、父にはともかく思いとどまってくれるよう懇願する。そして三人が声を挙げて泣いているところに頑是無い息子が介入して、事態は急転直下思わぬ解決を見る事となる。

上の概略に見る様にこの短い物語の中には、「妻」は夫の為に命を捧ぐべきとする「女の務め」、結婚は飽くまで子供を産むため、特に息子を産むためとする「結婚の目的」、「妻の生き甲斐」、又「娘」は親にとって頭痛の種、一家にとって不要の存在とする「娘の概念」等、古代インドの女性観に関係の深い諸問題が散見するが、それは既に前回に言及した所であるので、今回は別の視点から幾つかの問題を摘出する事とした。

(2-1) 一家の長 (守護義務)

この物語で自分が犠牲になろうと申し出た妻は、夫に一家の長として家

族扶養の義務があり、家族の守護は家長有って初めて可能であると説いている。母親は亡くとも子は育つが、父親の無い家庭は仮令母親が健在でも世間の軽蔑に曝され、危殆に瀕する。この様な視点に立って、成人男子の「守護」の義務に就いて以下に暫く検討するであろう。

(2-1-1) 一般に古代インドの男尊女卑の典型としてしばしば引用される「三従の訓」はマヌ法典に典拠があるように言われるが、マヌ法典の該当部分に「従」の概念は見えない。その原典と邦訳を示せば以下の如くである。

*pitā rakṣati kaumāre bhartā rakṣati yauvane
rakṣanti sthavire putrā na strī svātantryam arhati (MS.9.2)*
処女時代は父が守る。壮年時代は夫が守る。老いては息子達が守る。
女は独立に値しない。⁴²

ここに女性は独立 (*svātantrya*) に値せずと言われ、⁴³ 又結婚とは父親による「娘贈与」(*kanyā-dāna*) と言われて、父親から夫への所有権移行 (*transfer of ownership*)⁴⁴ の過程と考えられているが、法典の規定の基本的概念は「女性の従属」よりも寧ろ「男性による守護」(*rakṣ-*) にあり、女性は常に特定の男性によって守護されていなければならない事が強調されている。⁴⁵ この「女性の守護」に関連してパーリ仏典は「守護者」を更に細分化し、律蔵は「母護女」以下の次の10種を挙げている。

*mātu-rakkhitā..., pitu-rakkhitā..., mātā-pitu-rakkhitā...,
bhātu-rakkhitā..., bhaginī-rakkhitā..., nāti-rakkhitā...,
gotta-rakkhitā..., dhamma-rakkhitā..., sārakkhitā...,
mālā-guṇa-parikkhittā..., saparidaṇḍā...(Vin.III 139.27-36)*

⁴²For further references, see Brockington 143.

⁴³Cf. H.-P. Schmidt 82.

⁴⁴Cf. H.-P. Schmidt 67.

⁴⁵Meyer 486ff.

母(親に守)護(されている)女、父護女、父母護女、兄護女、姉護女、親戚護女、姓護女、法護女、自護女、罰護女...

又、邪淫の相手を列挙する別の文脈(MN.1.286.19-21)では、上の前6項目の後に *sassāmikā* (主人=夫ある女)、*saparidaṇḍā* (警棒ある女?)、*mālā-guṇa-parikkhittā* (花環を懸けられた女=婚約中の女)の3を加えて9となしている。⁴⁶

(2-1-2)上の我々の物語に類似した「飢餓困窮一家の物語」に在って夫は妻に言う。

*api kīṭa-pataṅgānāṃ mṛgāṇāṃ caiva śobhane
striyo rakṣyās ca poṣyās ca naivam tvaṃ vaktum arhasi (21)
anukampito naro nāryā puṣṭo rakṣita eva ca
prapated yaśaso dīptān na ca lokān avāpnuyāt (MBh.14.93.22)*
麗しき女よ、虫、鳥、鹿に在ってさえも、女は守護され、⁴⁷ 扶養さるべき者なれば、汝は斯く言うべからず。男にして若し女に同情され、養われ、守られたれば、彼は名誉を失い、輝かしい世界を(死後)享くるを得ず。

数ある「夫」の語(*pati*, *bhartṛ*, *varada*)を語源的に説明して、妻は更に言う。

*pālanād dhi patis tvaṃ me bhartāsi bhāraṇān mama
putra-pradānād varadas tasmāt saktūn gṛhāṇa me (MBh.14.*

⁴⁶Cf. AN.5.266,29-267.1. Cf. Horner pp.73-4.

⁴⁷「困窮女の守護」は鶏に特徴的であると言われる。

*yuddham ca prātar-utthānaṃ bhojanaṃ saha bandhubhiḥ
striyam āpad-gatāṃ rakṣec catvāry etāni kukkuṭāt (IS.5510)*

闘争、早起き、朋友会食、困窮女守護の4は、これを鶏より(学ぶべし)。Cf. IS.7041d.

93.26)

蓋し、守護する (*pālana*) に夫 (*pati*)、扶養する (*bhāraṇa*) 故に夫 (*bhartṛ*)、息子を授ける故に夫 (*vara-da*) なれば、我が穀を受け給え。

ここに「夫」たる者は守護し、扶養し、願いを叶える者と称せられ、その逆、即ち女性によって扶養され守護されるが如き「髪結亭主」の類は「夫」の数の中に入らなかった。

ところでそれなら何故に女性はこの様に常に守護されねばならなかったのであろうか。そこには常に女性は「弱き者」となす思想が前提されていた様に思われる。事実梵語の女性を示す語の中には「力なき者」(*abalā*) が数えられている。

nūnaṃ hi te kavi-varā viparīta-bodhā
ye nityam āhur abalā iti kāmīnīnām
yābhir vilolatara-tāraka-dṛṣṭi-pātaiḥ
śakrādayo 'pi vijitās tv abalāḥ kathaṃ tāḥ (IS.3804)

蓋し彼等世に名立たる詩人達、愛しき女を常に「かよわき者」と言うとは、認識不足も甚だし。

煌く瞳の視線落ちれば、帝釈天以下の諸神も屈服、されば女はいかで「かよわき」

「弱き者」である女性は常に何人か男性によって守護されていなければならなかった。

(2-1-3) 然らばこれに反して「夫なき」、従って「守護なき」女性はどの様に考えられていたであらうか。彼女達はしばしば「寄る辺無き女」(*anāthā*) と称せられ、この様な女性は又「覆うもの無き」女、即ち「裸体」(*nagnā*) の状態に在ると言われる。

Pali Uccaṅga-jātaka(67)の序章には或る女が、誤って王宮に連行された兄、夫、息子の奪回を求めて王に「私に被覆を与え給え」(*acchādanam me detha*) と懇願する物語が伝えられている。王がその願

いを叶えて衣 (*sāṭaka*) を与えるに及び、彼女は「女にとって被覆とは夫。夫なくば佞令千金に値する衣を纏うとも、彼女は裸に等し」 (*itthiyā hi sāmiko acchādanam nāma, sāmikamhi asati sahassa-mūlam api sātakaṃ nivatthā naggā yeva nāma*⁴⁸) と答え、次の句を謳ったと言われる。

naggā nadī anodikā naggam rattham arājikam

itthī pi vidhavā naggā yassāpi dasa bhātaro (J.1.307.13-4)

水無き河は裸なり、王無き国は裸なり、女は佞令兄弟10人あるも夫無き寡婦は裸なり。⁴⁹

この句は有名な Vessantara-jātaka 547 の Maddī の林棲懇請の文言中にも (J.6.508.17-8) 引かれているが、この点は後述の別項に触れる。

この「覆い無し」 (*anāvṛta*) の概念は、MBh. にもしばしば現れ、⁵⁰ それは女性の本人のみならず、男性一般にも極めて危険な状態とされた。古くからインドには父親に娘を嫁がせる義務を課し、それは通常初潮後3ヶ月乃至3年の間に遂行されねばならなかったが、その後も尚未婚のままで父家に留まれば、父親は娘の毎月の月経を見る度に「胎児殺し (*bhrūṇahatyā*)」の罪を犯すと言われた。更に12年を経過すれば、「バラモン殺し」

⁴⁸ Andersen 319-10

⁴⁹ この女性の「覆いなき状態」 (*anāvṛtatva*) は Kāma-sūtra 1.2.20 (*tiryag-yoniṣu punar anāvṛtatvāt strī-jāteś ca, ṛtau yāvad arthaṃ pravṛtter abuddhipūrvakatvāc ca pravṛttinām anupāyaḥ pratyayaḥ*) に現れ、Jayamaṅgalā はこれを「保護なき事」等の「覆いのない事」 (*rakṣaṇādy-āvaraṇābhāva*) とし、「独立不羈、自由奔放な女」 (*svātantrya*) と連関させている (*anāvṛtatvād iti rakṣaṇādy-āvaraṇābhāvāt strījātiḥ svatantrā, kim tatropāyenyeti anupāyaḥ pratyaya iti sambandhaḥ*)。Cf. H.-P. Schmidt 91.

⁵⁰ Cf. Meyer: “unhindered, not forbidden, accessible to all (*apṛatisiddhabhoga*), not restrained (*asaṃyata*), unbridled, free, unclad, naked.” 118-9.

⁵¹ Cf. H.-P. Schmidt 78-9.

に等しい罪を犯すとされる。

一方この様にして婚期を逸して独りである女性は *vr̥ṣālī* と称せられ、男性による誘惑の危険に曝されていた。⁵¹ 何人か男性に「護られていない女子」は男の餌食となって犯されても致し方なき道理であった。我々はこの思想の背後に一人でいる「女は男の餌食となる」という、粗野な原始的動物本能の存在した事を認めぬわけにはいかない。この男性の動物的本能の「餌食」とならぬ為女性は何人か、常に男性によって護られていなければならなかった。そこで守護する男の側に順次「父」、「夫」、「息子」が数えられる事となる。本節冒頭に掲げたマヌ法典の「婚前は父に、婚後は夫に、老いては息子に守られる」という「女性守護」の文言は婦女「三従の掟」と結びつき易いが、そこには「三従」(*śuśrūṣā*) の思想が直接語られているわけではない。

(2-1-4) この様に女性は本来「守護」されていなければならないが、然らばこの「守護されている」という事と、しばしばインドの女性を象る「絶対服従」とは如何なる関係があるであろうか。この点に関しては古代インドの「主従関係」が参照さるべきと思われるが、それは以前論じた事があるのでここでは省略する。⁵² 封建社会にあって主の禄を食む者にはその見返りとして当然、主への絶対服従が要求されていた故である。

(2-2) 女子不可殺⁵³

この物語に於いて妻は「女は殺されない」事実に言及するが、それは果して典拠のある事であろうか。

(2-2-1) 古く Vālmiki の説く所として MBh. に引用される句に次の様に言われる。

*api cāyaṃ purā gītaḥ śloko vālmikinā bhuvi
na hantavyaḥ striya iti yad bravīṣi plavaṅgama (MBh.7.975*)*

⁵²Hara 1971 and 1997a.

⁵³Meyer 487ff., Kane 2 594, Bhawalkar 48, 100.

pīḍā-karam amitrāṇāṃ yat syāt kartavyam eva tat
(MBh.7.118.48)

sarva-kālaṃ manuṣyeṇa vyavasāyavatā sadā (MBh.7.976*)

以前 Vālmīki は地上にてこの句を謳えり。

「(おお、猿よ、汝は婦女、これを殺すべからず」と言うも、) 怨敵を悩ます事とあれば (決断力ある男により何どきたりとも) そは為されねばならぬ。

この文言は敵を威嚇せんとした Indrajit が、猿軍を率いて挑戦する Hanumat を前にして Sītā の幻影 (*sītāṃ māyā-mayām*) を戦車の上に現じ、その首を刎ねる直前にいう言辞で、一般論として「婦女不可殺」が説かれていても、敵軍殲滅を最上目的とする今は手段を選ばず敢行するのであると宣言しているものである。併しこの句の中に既に「婦女不可殺」が一般論として前提されているのを我々は見ると。⁵⁴

(2-2-2) 従って「人倫の道を知る者」(*dharma-jñā-*)は総じてこの「婦女不可殺」の一般原則を知っていた。仙人を誘惑する事に失敗し、彼の呪いを蒙った天女は彼に懇願して言う。

avadhyās tu striyaḥ sṛṣṭā manyante dharma-cintakāḥ
tasmād dharmeṇa dharmajñā nāsmān hiṃsitum arhasi

⁵⁴このMBhの Rāmāyaṇa 相当句は以下の如くである。

na hantavyāḥ striyaś ceti yad bravīṣi plavaṅgama
pīḍā-karam amitrāṇāṃ yat syāt kartavyam eva tat (R.6.68.27)
sarva-kālaṃ manuṣyeṇa vyavasāyavatā sadā (6.1551*)

Cf. Brockington 149 and Hopkins 280.

⁵⁵*dharma-jñā*に替って *dharma-vidvat* の語も現れる。

atyuktam api me sarvaṃ kṣantum arhasy anindita
striyo hy avadhyāḥ sarveṣāṃ ye dharma-viduṣo janāḥ (MBh.3.197.42)

(MBh.1.209.4)

人倫の道を考察する人達は婦女は生まれながらにして殺すべきに非ずと
考え給えば、人倫の道に則り、君は我等を害し給うべきに非ず。⁵⁵

(2-2-3) 盗賊も又この原則を心得ていた。盗賊の長 Kāyavya の物語に
在って、彼は旗下の Dasyu に諭して言う。

*mā vadhīs tvam striyaṃ bhīruṃ mā śīśuṃ mā tapasvinam
nāyudhyamāno hantavyo na ca grāhyā balāt striyaḥ (13)
sarvathā strī na hantavyā sarva-sattveṣu yudhyatā*

(MBh.12.133.14ab)

汝は婦女、怖れる者、子供、行者を殺す勿れ。非戦闘員も然り。婦女
に力を行使すべからず。一切生類と戦うとも、ゆめ婦女を殺すべから
ず。⁵⁶

この盗賊の「仁義」は <: M.rcchaka.tika> 第四幕に見える Śārvilaka の
句を想起させる。

*no muṣṇāmy abalāṃ vibhuuṣaṇavatīṃ phulām ivāhaṃ latāṃ
vipra-svaṃ na harāmi kāñcanam atho yajñārtham abhyuddhṛtam
dhātry-utsaṅga-gataṃ harāmi na tathā bālaṃ dhanārthī kvacit*

⁵⁶Cf. also,

*ayudhyamānasya vadho dārāmarśaḥ kṛta-ghnatā
brahma-vittasya cādānaṃ niḥśeṣa-karaṇaṃ tathā
striyā moṣaḥ paristhānaṃ dasyuṣv etad vigarhitam (MBh.12.131.15)
kruddho 'pi puruṣa-vyāghra bhīma mā sma striyaṃ vadhiḥ
śarīra-guptyābhyadhikaṃ dharmam gopaya pāṇḍava (MBh.1.143.2)
avadhyā brāhmaṇā gāvaḥ striyo bālās ca jñātaṃ
yeṣāṃ cānnāni bhujñita ye ca syuḥ śaraṇāgatāḥ (MBh.5.36.64)*

Cf. also Hopkins 280.

kāryākārya-vicāriṇī mama matīś caurye 'pi nityam sthitā
(*Mṛcchakaṭika* 4.6)

我は満開の花つける蔓草荒らすが如く、装飾品に莊嚴されたる女を掠めたるに非ず。

バラモンの財を奪わず、祭祀の為に集められたる金を奪う事なし。

乳母に抱かれし幼児を奪い去るが如きはせず。我は財を求むればこそ、時に盗みはすれど、その時に於いてさえ、我は常に正しき所行と然らざるとに心を配る。

これら諸章句は有名な *Steya-sāstra* の存在を推測させるものがあるが、この「泥棒指南書」によれば、盗賊も盗みの行為に「限度」(*maryādā*) を弁え、常に「中道」(*madhyama*) (MBh.12.131.3) を貴しとなし、奪うと雖も必ず残余 (*śeṣa*) を残すを礼としていた。⁵⁷ 尚、この問題は古く1922年に A. Hillebrandt⁵⁸ が指摘し、M. Bloomfield⁵⁹ も関心を示していたが、近時に至り再度 R.P.Das⁶⁰ が取り上げ、合わせて最近の研究を紹介する所となった。

(2-2-4) 法典にも「婦女不可殺」は説かれる。

bāla-ghnāmś ca kṛta-ghnāmś ca viśuddhān api dharmataḥ
śaraṅāgata-hanṛmś ca strī-hanṛmś ca na saṃvaset (MS.11.190)
子供を殺す者、恩人を殺す者、庇護を求めて来る者を殺す者、婦女を

⁵⁷ *tasmāt saśeṣaṃ kartavyaṃ svādhīnam api dasyubhiḥ*
na bala-stho 'ham asmīti nṛśamsāni samācaret (17)
saśeṣa-kāriṇas tāta śeṣaṃ paśyanti sarvataḥ
niḥśeṣa-kāriṇo nityam aśeṣa-karaṅād bhayaṃ (MBh.12.131.18)

For the “remnant,” see Malamoud.

⁵⁸Cf. Hillebrandt.

⁵⁹Cf. Bloomfield.

⁶⁰Cf. Das.

殺す者は仮令正しく浄められたとしても、共に暮すべからず。⁶¹

同様な列挙は叙事詩にも見られる。

*strīṣu goṣu na śāstrāṇi pātayed brāhmaṇeṣu ca
yasya cānnāni bhuñjāta yaś ca syāc charaṇāgataḥ*

(MBh.2.38.13)

婦女、牛、バラモン、その禄を食む人 (=主人)、庇護を求めて来る者に武器を降すべからず。⁶²

(2-2-5) 婦女 (strī) のみならず、それに類する者、即ち「以前女であった者」(strī-pūrva)、「女の名を有する者」(strī-nāma)、「女の相を取る者」(strī-svarūpin) も「不可殺」の範疇に入っていた。有名な勇將 Bhīṣma 敗退物語に在って、彼は Śikhaṇḍin が変成せる男子となっている事を知っていたから、彼に矢を向ける事なく寧ろ従容死を選んだ。但しこの点は以前に論じた事があるのでここではその詳細を省略する。⁶³

(2-3) 夫婦の問題 (一夫一妻制、再婚、寡婦)

古代インドの夫婦関係は種々様々に論ぜられ、これを統一的に論じ得ないが、それは基づく複数の文献資料の成立が長年に亘り、且つそれらが夫々

⁶¹Cf. MS.9.232

⁶²この他、列挙中には使者、父、師、恩人等が含まれる。Cf.

*vadhyaṃś ca ghātayed yas tu avadhyān parirakṣati
avadhyā brāhmaṇā gāvo dūtaś caiva pitā tathā
vidyāṃ grāhayate yaś ca ye ca pūrvopakāriṇaḥ
striyāś caiva na hantavyā yaś ca sarvātithir naraḥ*

(MBh.13 Appendix 15 1341-45, vol.17, p.953)

⁶³ naiva hanyām striyaṃ jātu na strī-pūrvaṃ kathaṃ cana (MBh.5.169.19cd)
vratam etan mama sadā pṛthivyām api viśrutam
striyām strī-pūrvake cāpi strī-nāmnī strī-svarūpiṇī (MBh.5.193.62)

Cf. Hara 2001 968.

の歴史的社会的状況を反映して記述が必ずしも一貫していない事、又同一の文献でも前後に矛盾した記述を載せている事に起因している。

(2-3-1) 併し、少数の「一妻多夫」の例外（就中 Draupadī の場合が然りである）⁶⁴ を除けば⁶⁵ 概して「一夫一妻」が原則で、それは有名な Uddālaka の息子 Śvetaketu の制定に係わると言われる。今、インドの「一夫一妻」制の起源に関する二つの物語を以下に紹介する。⁶⁶

[I] 昔、人間も畜生と同様に男女は思いのままに自由に交わっていたものを、一夫一妻の掟を創出制定したのは Upaniṣad の哲人として有名な Uddālaka の息子 Śvetaketu であったと言われる。⁶⁷ 畜生界の交わりは通常 *go-dharma*, *mṛga-dharma*⁶⁸ と称されて聖仙達もこれを古くは容認していたが、彼はこれに制約を設けて掟 (*maryādā*) とし、一夫一妻制を布いて以後これに違反する者は罪を犯すとした。今、該当部分を紹介すれば以下の如くである。

⁶⁴Cf. Kañhā in the Kunāra-jātaka 536.

⁶⁵この慣習は非 Aryan 的であると言われる。事実彼女の父、Drupada は娘を結婚させるに当り、公然と娘が五人共通の妻になる事を反対した。

*ekasya bahuyo vihitā mahiṣyaḥ kurunandana
naikasyā bahvaḥ puṃso vidhīyante kadā cana (26)
loka-veda-viruddhaṃ tvaṃ nādharmaṃ dhārmikaḥ śuciḥ
kartum arhasi kaunteya kasmāt te buddhir idr̥śī (MBh.1.187.27)
adharmo 'yaṃ mama mato viruddho loka-vedayoḥ
na hy ekā vidyate patnī bahūnāṃ dvija-sattama (MBh.1.188.7)*

Cf. Hopkins 298.)

⁶⁶Cf. Meyer 118ff.

⁶⁷Cf. also Kāma-sūtra 1.9, Ratirahasya 1.19 (Schmidt 35). Kāma-sūtra には少なくとも三回その見解への言及が見られる。Cf. Schmidt 353, 774 and 815.

⁶⁸この合成語は Pāśupata-sūtra 5.18 (*go-dharmā mṛga-dharmā vā*) にも現われるが、*Kauṇḍinya* はこれを *dvandva-sahiṣṇutva* と注釈している。

以前人倫の道を知る偉大な聖仙達が目撃していた昔の慣習を語って進ぜよう (3)

以前は婦女子は皆蔽いを持たず (*anāvṛta*)、好きな様に振る舞い、全く自由であった (4)

子供の時分から夫に不義をしてもそれは悪い事ではなかった。というのもそれが昔の慣習であったから (5)

今でも畜生はこの昔ながらの慣習に従っていても、愛とか憎しみとかがない。これは昔ながらの慣習で、大仙達によっても尊重されている (6)

今でも北方クル族の間ではこの婦女子に都合のよい慣習が万古不易のものとして行われている (7)

ところがこの世の中でそのうちに掟が作られる様になったが、その経緯を詳しく話して上げよう (8)

聞き及ぶ所によると、昔 *Uddālaka* と名づける大仙があり、彼には *Śvetaketu* という息子があった (9)

彼が怒りのままに人間世界にこの掟を作ったそうであるが、その趣旨を聞くがよい (10)

彼は以前父親の見ての前で或るバラモンが母親の手を取り、二人で一緒に行こうと言った (11)

仙人の息子は母親がこの様に連れ去られるのを見て、その時憤然として怒りを発した (12)

父親は併し怒る息子を見て、怒ってはならぬ、これは万古不易の仕来たりなのだから (13)

この世でどの階級に属していても婦女子は蔽いがなく (*anāvṛta*)、牝牛達と同様、夫々の階級に在って生類は同じであると (14)

でも息子の方は、この仕来りに我慢ならず、男女の間にこの掟を造った (15)

人間界は他の生物界とは異なるから、それ以来この掟が制定されたという事だ (16)

夫に不倫を働く妻は今日以後罪を犯す事となる。胎児殺しの罪あれば、

不幸を齎す事必定 (17)

処女、又貞女を誘惑する男も然り (18)

夫に要求されても、子孫増殖の目的を果たさない女にも同じ事が起るであろう (19)⁶⁹

⁶⁹ *atha tv imaṃ pravakṣyāmi dharmam tv etaṃ nibodha me purāṇam ṛṣibhir drṣṭam dharmavidbhir mahātmabhiḥ (3) anāvrtāḥ kila purā striya āsan varānane kāma-cāra-vihāriṇyaḥ svatantrās cāru-locane (4) tāsām vyuccaramāṇānām kaumārān subhage patnī nādharmo 'bhūd varārohe sa hi dharmam purābhavat (5) tam caiva dharmam paurāṇam tiryag-yoni-gatāḥ prajāḥ adyāpy anuvidhīyante kāma-dveṣa-vivarjitāḥ purāṇa-drṣṭo dharmo 'yam pūjyate ca maharṣibhiḥ (6) uttareṣu ca rambhoru kuruṣu adyāpi vartate strīṇām anugraha-karaḥ sa hi dharmam sanātanaḥ (7) asmimś tu loke nacirān maryādeyam śuci-smite sthāpitā yena yasmāc ca tan me vistarataḥ śrṇu (8) babhūvoddālako nāma maharṣir iti naḥ śrutam śvetaketur iti khyātaḥ putras tasyābhavan muniḥ (9) maryādeyam kṛtā tena mānuṣeṣu iti naḥ śrutam kopāt kamala-patrākṣi yad-arthaṃ tan nibodha me (10) śvetaketoḥ kila purā samakṣam mātaram pituḥ jagṛha brāhmaṇaḥ pāṇau gacchāva iti cābravīt (11) ṛṣi-putras tataḥ kopam cakārāmarṣitas tadā mātaram tām tathā drṣtvā nīyamānām balād iva (12) kruddham tam tu pitā drṣtvā śvetaketum uvāca ha mā tāta kopam kārṣṣ tvam eṣa dharmam sanātanaḥ (13) anāvrtā hi sarveṣāṃ varṇānām aṅganā bhuvi yathā gāvaḥ sthitās tāta sve sve varṇe tathā prajāḥ (14) ṛṣi-putro 'tha tam dharmam śvetaketur na cakṣame cakāra caiva maryādām imāṃ strī-puṃsayor bhuvi (15) mānuṣeṣu mahā-bhāge na tv evānyeṣu jantuṣu tadā prabhṛti maryādā sthiteyam iti naḥ śrutam (16) vyuccarantyaḥ patim nāryā adya prabhṛti pātakam bhrūṇahatyākṛtam pāpam bhaviṣyaty asukhāvaham (17)*

[II] 聖仙 Utathya の息子 Dirghatamas が、母 Mamatā の胎に在ってそこに闖入して来た叔父 Br̥haspati を咎めてその怒りに触れ、その呪いを蒙って生盲として誕生した物語は MBh.1.98.6 以下に伝えられるが、その伝承形態はTextによってかなり異なる。批判版は縮小した形を採録しているが、今他の伝承より補って解説するに (MBh.1. Appendix I.56: p. 906)、彼はその妻 Pradveṣī との間に Gautama 以下の息子を儲け、聖典の奥義を究めて Surabhi の息子から「牛道」(go-dharma: 1.1038.2a) を修めたと謂われる。彼は躊躇する事なく欲するままに (śraddhāvān: 3b) それを実行したから、この常軌を逸した (vitatha-maryāda: 4a, bhinnamaryāda: 6a) 彼の行動を見た庵の仙人達はびっくりして皆怒り、決議して彼を庵から追い出した。その後次のに如き夫婦の対話が伝えられている。

息子達を産むと妻は夫に不満になった。夫は嫌がる妻にその嫌悪の理由を訊ねた。

妻曰く。

夫は妻を扶養する故に夫 (= 扶養者) と謂われる。子供を抱えて何時も生盲の貴方を扶養し私はもう疲れ果て、これ以上扶養出来ません。彼女のこの言葉を聞いて彼は怒り、子供を抱えた妻に言った。俺を王侯の家に連れて行け。

お前は金が欲しい女となるであろう。(?)

妻は答えた。貴方がくれるお金など私は望みません。苦痛を齎すだけです。好きな様になさいます。もう以前の様には私は (貴方を) 扶養し兼ねます。

夫曰く

今日から、俺はこの世に掟を定める。女が生涯頼る夫は唯一人。夫が

*bhāryāṃ tathā vyuccarataḥ kaumāriṃ brahmacāriṇīm
pati-vratām etad eva bhavitā pātakam bhuvī (18)
patyā niyuktā yā caiva patny apatyārtham eva ca
na kariṣyati tasyāś ca bhaviṣyaty etad eva hi (MBh.1.113.19)*

生きていようと、又死んでしまっても、女は他の男を持ってはならぬ。他の男に近づけば女は墮落必定。未婚の女の場合も（同じく他の男に近づけば）今後（未来の夫）に対して罪あるべし。⁷⁰

批判版の物語は更に続き、彼の息子達が盲目の彼をガンジス川に投げ捨てたが、生き長らえて後バリ王に救われ、王に乞われて王妃と交わった。併し盲目の老人を嫌った王妃は替わりに奴隷女を遣わし、彼女は子を産んだ。王は王妃が産んだものと思って喜んだが、彼は王に事の仔細を語った。後に王妃は彼と交わってアングを産んだと伝えられる。

上の二つの物語によって知られる様に、「一夫一妻制」はもと「動物の仕来たり」という自由奔放の男女関係を前提としていたが、それは又人間と動物を区別する指数ともなっていた。但し何れの場合も母親乃至妻への不満から、聖者が怒って制定した結果であった事は注目すべきである。

⁷⁰ *putra-lābhāc ca sā patnī na tutoṣa patim tadā
pradviṣantīm patir bhāryām kiṃ mām dveṣṭi cābrauīt
patnī
patir bhāryānubharaṇād bhartā ceti prakīrtyate
ahaṃ tvām bharaṇaṃ kṛtvā jāty-andhaṃ sasutā sadā
nitya-kālaṃ śrameṇārtā na bhareyaṃ mahā-tapaḥ (5)
Bhīṣmaḥ
tasyās tad-vacanaṃ śrutvā ṛṣiḥ kopa-samanvitaḥ
pratyuvāca tataḥ patnīm pradveṣim sasutām tadā
nīyatām kṣatriya-kule dhanarthā tvam bhaviṣyasi
patnī
tvayā dattaṃ dhanaṃ vipra neccheyaṃ duḥkha-kāraṇam
yatheṣṭaṃ kuru viprendra na bhareyaṃ yathā purā (10)
dīrghatamāḥ
adya prabhṛti maryādā mayā loke pratiṣṭhitā
eka eva patir nāryā yāvaj-īvaṃ parāyaṇam
mrte jīvate vā tasmin nāparaṃ prāpnuyān naram
abhigamya paraṃ nārī patiṣyati na saṃśayaḥ
apatīnām tu nārīṇām adya prabhṛti pātakam (15)*

併し、この新制度にも拘わらず、王族富人の間には「一夫多妻」も行われていた。仏典の Pasenajit 王は 5 人、Udena 王は 3 人、豪商の中には 8 人の妻を持つ者もあったと謂われる⁷¹。Therī-gāthā 216 の「女である事は苦惱なり」(*dukkho itthi-bhāvo*) の文言に見る如く、既婚女性はしばしば他の妻の存在によって悩まされた。

dukkho itthi-bhāvo akkhāto...ṣapattikaṃ pi dukkhaṃ...(Thig.216)
女に生まれついた事は苦しみである... (他の女と) 夫を共にする事も苦しみである。⁷²

(2-3-2) 再婚の問題に就いてもマヌ法典は「男尊女卑」の思想を伝えている。*adhivid-*, *adhivedana* (妻を替える) の規定を挙げる中に、本邦の「三年添って子無きは去る」に類似した文言が見られる。

vandhyāṣṭame 'dhivedyābde daśame tu mrta-prajā
ekādaśe strī janani sadyas tv apriya-vādinī (MS.9.81)
不妊の妻は八年目に、その子の (皆) 死せるは十年目に、女子のみ産む者は十一年目にこれを替え得る。但し、不快を口にする (口答えする) 女は直ちにこれを替え得。⁷³

男子を産まない妻は、結婚の目的を果していない故に、夫による追加交換の対象となった。但しここで追加交換は必ずしも「離婚」を意味せず、それは「一夫多妻」の文脈に於いて理解さるべきである。

⁷¹Cf. Horner 35-6.

⁷²Cf. Horner 306-7.

⁷³Cf. also, YS.1.73 (...*apriyaṃ vadā stri-prasūś cādhivettavyā puruṣa-dveṣiṇī tathā*) and Baudhāyana 2.4.6.

寡婦の再婚は少数の例外を除いて一般的ではなかった。⁷⁴ 本文 MBh.1.146.34 (*strīṅām adharmah sumahān bhartuḥ pūrvasya laṅghane*)⁷⁵に、「貞婦は二夫に見えず」⁷⁶と言われるが、この習慣が古代インドに行われていた事は上の *Dirghatamas* 12-13 の宣言によっても明らかである。

これに反して男性の場合は再婚は許されていたのみならず、それは寧ろ宗教的義務の一環とさえ考えられていた。古くから妻は *saha-dharma-cāriṇī* と称せられ、共に相携えて宗教的義務を行う伴侶とされたから、伴侶を欠いた状態は直ちに修復される必要があった故である。今二つの法典より該当箇所のみ引用する。⁷⁷

*evam-ṛttām savarṇām strīm dvijātiḥ pūrva-māriṇīm
dāhayed agnihotreṇa yajña-pātrais ca dharmavit (167)
bhāryāyai pūrva-māriṇyai dattvāgnīn antya-karmaṇi
punar dāra-kriyām kuryāt punar ādhanam eva ca (MS.5.168)*
ダルマを知るバラモンは、同一身分のこの様に生きる妻が先に死んだ時は、アグニホートラ祭火によって祭具と共に彼女を焼くべし。
葬儀において、先に死んだ妻に対して火を捧げたならば、再度結婚式を行い、もう一度（祭火）を設置すべし。

*dāhayitvāgnihotreṇa striyaṃ ṛttavatīm patiḥ
āhared vidhivad dārān agnīṃś caivāvilambayan (YS.1.89)*
夫は先立った行い正しき妻をアグニホートラ祭火によって茶毘に付した後、規則に従って新婦を向かえ遅滞無く祭火を設置すべし。

⁷⁴ p.154 Cf. NS.12.97ff. Parāśara 4.30, Va.17.74, G.18.15-17.For KAS, cf. Sharma Sastri p.201.

⁷⁵Cf. Hopkins 298.

⁷⁶Cf. Hopkins 315.

⁷⁷Cf. Altekar 111.

但し真の愛妻家は、この規定にも拘わらず再婚の権利を敢えて行使しようとはしなかった。Rāma は Sītā との死別後、祭式を執行するに当り、彼女の金像を用意して彼女の替りとし、同一の宗教的義務を行ったと伝えられるが、⁷⁸ この権利放棄物語とても、また男性の再婚の習慣を前提としている。⁷⁹

(2-3-3) 寡婦

生別によって一人にされた妻、死別によって寡婦となった女性の悲惨な境涯は *vedhabbam kaṭukam loke* 「世に寡婦たるは惨めなり」(高田修) 「寡婦に浮世の風は辛いもの」(辛島静志) の折り返し句 (refrain) に依って有名な Vessantara-Jātaka の Maddī の述懐に見る通りである。

彼女の食べ残しを食べる事さえ分不相応な男が、嫌がる彼女の手を掴み、引き摺り回す。寡婦に浮世の風は辛いもの、私は行きます、最高の戦士よ。髪の毛を掴んで (Cf. Hara 1986.) 投げ上げたり、地上に突き倒したり、多くの苦しみを与えて後は素知らぬ振り、寡婦に浮世の風は辛いもの、私は行きます、最高の戦士よ。

寡婦の色白な子が、自分の幸運に慢心して (彼女に金を) 与え、まるで烏が梟を引き摺り回す様に、嫌がる彼女を引き摺り回す。寡婦に... (Cf. J.469)

沢山の真鍮で輝くお金持ちの身内の家に住んでいても、兄弟や友達の嫌味は免れません。寡婦に...

水の無い川は裸、王のいない国は裸、仮令兄弟が十人あっても、夫を無くした女も亦裸、寡婦に...

⁷⁸ *na sītāyāḥ parāṃ bhāryāṃ vavre sa raghu-nandanah
yajñe yajñe ca patny-arthaṃ jānakī kāñcanī bhavat (R.7.89.4)*

⁷⁹ Altekār loc. cit.

幟は戦車を象徴し、煙は火のあるしるし、王は国家の象徴、そして女の象徴は夫。寡婦の...

常に黄褐色の衣を着て、夫の後に従います。仮令世界の女王でも寡婦たる事は辛いもの。寡婦に...⁸¹

この Maddī の文言の幾つかは上の MBh. のそれに類似し、又彼女の林棲懇請は R. に見える Sītā のそれを思わすものがあるが、今はそれらには触れない。何れにしても寡婦の境涯は「覆いなき裸形状態」に等しく、極めて不利、且つ危険なものであったが、「息子」による「守護」のない限り彼女の存在は本人のみならず、男性一般にとっても極めて危険なものであっ

⁸¹ *api 'ssā hoti appatto ucchiṭṭham api bhuñjitum
yo naṃ hatthe gahevānākāmaṃ parikaḍḍhati
vedhabbaṃ kaṭukaṃ loke gacchaṃ nēva rathesabha (186)
kesa-ggahaṇam ukkhepā bhūmyā ca parisumbhaṇā
datvā ca nopakkamati bahum dukkham anappakaṃ
vedhabbaṃ... (187)
sukkacchavi-vedhaverā datvā subhaga-mānino
akāmaṃ parikaḍḍhanti ulūkaṃ nēva vāyasā
vedhabbaṃ... (188)
api nāti-kule phīte kaṃsa-pajjotane vasaṃ
n' evātivākyaṃ na labhe bhātūhi sakkikāhi ca
vedhabbaṃ... (189)
naggā naḍi anodakā naggam raṭṭham arājikaṃ
itthi pi vidhavā naggā yassāpi dasa bhātaro
vedhabbaṃ... (190)
dhajo rathassa paññāṇam dhūmo paññāṇam agginō
rājā raṭṭhassa paññāṇam bhattā paññāṇam itthiyā
vedhabbaṃ... (191)
sāmikaṃ anubandhissaṃ sadā kāsāya-vāsini
pathavyāpi abhejjantiyā n' icche Vessantaram vinā
vedhabbaṃ... (193)*

た。⁸² 寡婦の問題は必然的に有名な「寡婦焚死」の主題に接続するが、今はこれ以上触れない。

(3) 結論

この物語に見る様に、名門の子女は家名を貴び、家の為なら自己犠牲を辞さなかったが、その背景には尚男尊女卑の思想が顕著である。妻は夫に従属奉仕するを義務となし、同じ子供でも息子と娘では雲泥の差である。再婚も男には許されても女には禁じられている。その様に見ると如何にも差別不公平の観があるが、その代わりに男性には守護と言う重大な責任が課せられていた事を看過すべきでない。女性守護は武士道精神にもこれを伺う事が出来る。従って古来度々取り沙汰される女の「三従」の原則も男の厳粛な「守護義務」の文脈に於いて理解されねばならない。と同時に「守護者なき女」がどの様なものであったか、それは本人のみならず男にとっても危険且つ迷惑な存在であった事を理解すべきである。

⁸² “the widows as a frequent and disturbing element in society.” Hopkins 314.

Abbreviations

- AN. Aṅguttara Nikāya (PTS.).
- IS. Indische Sprüche I-III, herausg. O.Bühntlingk (Osnabrück 1966).
- J. Jātaka, edited by V.Fausbøll (PTS.).
- KAS. The Kauṭīliya Arthaśāstra, ed., by R.P. Kangle (Bombay 1969).
- KS. Kāma-sūtra of Vātsyāyana.
- MBh. The Mahābhārata (Poona Critical Edition).
- MN. Majjhima Nikāya (PTS.).
- MS. Manu-smṛti (NSP.).
- NSP. Nirnaya Sagar Press (Bombay).
- PTS. The Pali Text Society (London).
- R. The Vālmīki Rāmāyaṇa (Baroda Critical Edition).
- Thig. The Therī-gāthā (PTS.).
- Vin. The Vinaya Texts (PTS.).
- YS. Yājñavalkya-smṛti (NSP.).

Bibliography

- Altekar :A.S.Altekar, The Position of Women in Hindu Civilization (Delhi 1959).
- Andersen :D.Andersen, Pali Reader (Kyoto Reprint 1968).
- Bhawalkar :V.Bhawalkar, Women in the Mahābhārata (Delhi 1999).
- Bloomfield 1923 :M.Bloomfield “The Art of Stealing in Hindu Fiction,” American Journal of Philology 44 (1923) pp.97-133, 193-229.
- Bloomfield 1926 :M.Bloomfield “On Organized Brigandage in Hindu Fiction,” American Journal of Philology 47 (1926) pp.205-233.

- Brockington :J.L.Brockington, “Vālmīki's. Proverbs,” *Indologica Taurinennsia* 7 1979 pp.139-150.
- Bourgeois :F.Bourgeois, *Veṅīsaṃhāra*, drame sanskrit (Paris 1971).
- Brückner :H.Brückner, “Manuscripts and Performance traditions of the so-called “Trivandrum Plays” ascribed to Bhāsa - A report on work in progress,” *Bulletin d'etudes indiennes* 17-18 (1999-2000) pp.501-550.
- Das :R.P.Das, “The Science of Stealing (Steya-śāstra) in Ancient India and its Study,” *Festschrift H.Nespital* (Reinbek 2001) pp.167-175.
- Handurukande ; R.Handurukande, “A propos *Nigrodhamiga-jātaka* and a Version of it in the *Vicitrakarṇikāvadānamāla*,” *Sri Lanka Journal of Buddhist Studies* 2 (1988) pp.63-90.
- Hara 1968 :M.Hara, “A Note on the Sanskrit Word jana,” *Festschrift F.B.J.Kuiper* (The Hague 1968) pp.256-295.
- 1971 「忠」鈴木学術財団研究年報 8 (東京 1971) pp.70-88.
- 1986 :“The Holding of the Hair (keśa-grahaṇa),” *Acta Orientalia* 47 (Copenhagen 1986) pp.67-92.
- 1996 :“*ānr̥ṇya*,” *Colloque international pour le centenaire de la naissance de Louis Renou* (Paris 1996) pp.235-261.
- 1997a :“*bhartr̥-piṇḍa-niṣkraya* — The Hindu Concept of Loyalty to the Kings,” *Bulletin of the Deccan College Post-graduate and Research Institute* 54-55 (Sir William Jones, Volume Commemorating the Bicentenary of His Death) (Poona 1997) pp.299-311.
- 1997b :“A Note on the *gṛhassthāśrama*,” *Lex et Litterae, Studies in Honour of Prof. O.Botto* (Torino 1997) pp.221-235.
- 2001 :「二つの性転換物語」田賀龍彦博士古稀記念論集、仏教思想仏教史論集 2001 pp.974-960.

- 2002 :「古代インドの女性観(1)」国際仏教学大学院大学紀要 5 (2002), pp.230-189.
- Hillebrandt :A.Hillebrandt, “Zur Charakteristik der Śarvilaka in der Mṛcchakaṭikā, Spuren eines Steyaśāstra?” Kleine Schriften (Glasenap Stiftung 28) (Wiesbaden 1987) pp.461-464.
- Hopkins :E.W.Hopkins, The Social and Military Position of the Ruling Caste in Ancient India as Represented by the Sanskrit Epic (Indian Reprint of JAOS 13, 1889, Varanasi 1972).
- Horner :I.B.Horner, Women under Primitive Buddhism (London 1930).
- Kane :P.V.Kane, History of Dharma-śāstra (Poona 1955).
- Malamoud :Ch.Malamoud, “Remarks on the Brahmanic Concept of the “Remainder,” in Cooking the World (Delhi 1996) pp.7-22.
- Meyer :J.J.Meyer, Sexual Life in Ancient India (Delhi 1971).
- H.-P.Schmidt :H.-P.Schmidt, Some Women's Rites and Rights in the Veda (Poona 1987).
- Schmidt :R.Schmidt, Beiträge zur indischen Erotik (Darmstadt Reprint).
- Thieme :P.Thieme, Kleine Schriften (Glasenapp-Stiftung 5) (Wiesbaden 1984).

*Professor,
International College
for Advanced Buddhist Studies*

Summary

Women in Ancient India (II) (Resume in English)

Minoru Hara

Here is presented the well-known story of a Brahmin's family in danger with his wife, daughter and son, given in the Mahābhārata 1.145-147. The article consists of two parts, a Japanese translation and a study.

(I) The story is located in the *Baka-vadha-parvan*, where the man-eating Rākṣasa Baka demanded a victim from a Brahmin family, otherwise he threatened to devour all the four. First, the Brahmin deploras of the tragedy and suggested the possibility to offer himself as a victim (145). Upon this, his wife proposed to offer herself instead (146) and then his daughter repeated the same (147). Both the wife and the daughter insisted the important role of a father in family and triviality of the wife after bearing children and of the daughter as a nuisance for the family. In the statement of wife and daughter we can see how women were treated and regarded in ancient India.

(II) The second part consists of three portions.

(II-1) Responsibility of the Head of Family.

Both the wife and the daughter emphasize the important role of a father in the family. The duty of family protection (*pati*<*pālana*, *bhartṛ*<*bhāraṇa*) is attributed to him, whereas all other dependant upon him. Women are considered weak (*abalā*). Wife without husband is *anāthā* (without resort) or *anāvṛtā*=*nagnā* (uncovered) and is destined to be

exposed to danger.

(II-2) Women should not be killed.

The wife dissuades her husband from going, insisting that if he go, he would be killed, but if she go, she may be safe, since it is the universal maxim that women should not be killed (*avadhyā*). The maxim is observed even among dasyu (plunderers) as prescribed in the *Steya-śāstra*. The maxim includes *strī-pūrva*, *strī-nāma*, *strī-svarūpin*, hence Bhīṣma did not fight with Śikhaṇḍin.

(II-3) Remarriage of men and women.

Despite the rule of monogamy established by Śvetaketu (MBh.1.113) and Dīrghatamas, (1.56), polygamy was prevalent and remarriage was admitted for men, but not generally for women. In the case of a man, it was part of his duty to remarry after his wife's death (MS.5.167, YS.1.89), though Rāma refrained from remarrying after Sītā's death (R.7.89.4). Yet, the life of a widow was miserable as Maddī speaks of it in the *Vessantara-Jātaka*.

*Professor,
International College
for Advanced Buddhist Studies*